（別紙）

2018 年 11 月 19 日 16 時 35 分頃

羽田空港にビジネスジェット機が到着したところを東京地検特捜部が臨場し，カルロス・ゴーン氏とグレッグ・ケリー氏(日産の代表取締役)が逮捕された。その直後，横浜市の日産本社と東京都港区の自宅にも捜索が入った。
21 日，勾留決定。
24 日，仏紙フィガロ「地獄だ」「検察取調べには弁護士も付き添えない」
30 日，勾留延長決定。

12 月 10 日

東京地検特捜部がゴーン氏，ケリー氏，日産を起訴。 同日，ゴーン氏とケリー氏の再逮捕。被疑事実は，2015 年度からの 3 年分で約 43 億円の過少申告。

12月11 日，勾留決定。
20 日，東京地裁が勾留延長請求を却下。検察側の準抗告も棄却。
21 日，東京地検特捜部は，ゴーン氏を特別背任で再逮捕。
被疑事実は，2008 年に私的損失約 18 億円を法人に肩代わりさせた疑いと，2009 年にサウジアラビアの知人の会社に約 16 億円の資金を流出させた疑いの 2 点。 23 日，勾留決定。
25 日，ケリー氏の保釈決定。検察側の準抗告は棄却。保釈金は 7 千万円。

31 日，勾留延長決定。

1 月 8 日，

勾留理由開示手続き。 ゴーン氏は「損害は与えていない」「報酬は確定していない」との意見を述べる。 弁護人は財産上の損害につき証拠を問うが，裁判官は捜査の密行性を理由に回答せず。

11 日，東京地検特捜部が追起訴。
15 日，東京地裁は保釈を認めず。
17 日，東京地裁が弁護側の準抗告が棄却。
18 日，2 回目の保釈請求。
22 日，東京地裁は保釈を認めず。

2月14 日

弘中惇一郎弁護士らがゴーン氏の弁護人となる。大鶴基成弁護士は辞任。 同日，進行協議期日。次回(3 月 20 日)までに，検察側が金融商品取引法違反の立証方針を示すこととされた。弁護側は公判前整理手続を求めた。

20 日，東京地裁が公判前整理手続きの開始を決定。
28 日，3 回目の保釈請求。

3 月 5 日

東京地裁が保釈決定。検察側の準抗告は却下。保釈金 10 億円と監視カメラ等の条件が付された。
6 日，保釈。108 日に及ぶ身柄拘束が終了。

12月30日 ゴーン氏、レバノンへ出国。